

この手引は、平成 28 年 9 月 1 日付で法人税法施行規則が改正されたことに伴い、平成 28 年 9 月 1 日以後に終了する事業年度で使用する別表について、「平成 28 年版 法人税申告書・地方法人税申告書の記載の手引」に説明を追加又は補正したものです。

平成 28 年版

**法人税申告書
地方法人税申告書の記載の手引**

(追補版)

平成 28 年 9 月

国 税 庁

この手引で用いている略語は、次のとおりです。

法	法人税法（昭 40 法律第 34 号）
措置法	租税特別措置法（昭 32 法律第 26 号）
措置法令	租税特別措置法施行令（昭 32 政令第 43 号）

別表三(一)

「特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

○ この明細書の用途（追加・補正分（※下線部が追加又は補正した箇所です。））

この明細書は、別表二の「判定結果 18」において「特定同族会社」に該当する法人が、法第 67 条第 1 項（特定同族会社の特別税率）の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に使用します。

なお、当期の所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の所得の金額が 0 となる場合であっても、当期の留保金額について法第 67 条の規定による特定同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併による移転資産等の譲渡損失額（法 67③）
- ② 受取配当等の益金不算入額（令第 139 条の 9（他の連結法人から受ける配当等の額）の配当等の額に係る金額を除きます。）（法 67③）
- ③ 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（法 67③）
- ④ 受贈益の益金不算入額（法 67③）
- ⑤ 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除きます。）の益金不算入額及び益金不算入附帯税（利子税を除きます。）の受取額（法 67③）
- ⑥ 繰越欠損金又は災害損失金の損金算入額（法 67③）
- ⑦ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額（法 67③）
- ⑧ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法 59⑤）
- ⑨ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得の金額の損金算入額（措置法 59 の 2 ⑥）
- ⑩ 沖縄の認定法人の所得の特別控除額（措置法 60⑥）
- ⑪ 国家戦略特別区域における指定法人の所得の金額の損金不算入額（措置法 61⑤）
- ⑫ 国際戦略総合特別区域における指定特定事業法人の所得の金額の損金算入額（平成 28 年改正前の措置法 61⑥）
- ⑬ 収用換地等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 2 ⑨）
- ⑭ 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除額（措置法 65 の 3 ⑦、65 の 4 ④、65 の 5 ③、65 の 5 の 2 ⑤）
- ⑮ 超過利子額の損金算入額（措置法令 39 の 13 の 3 ⑥）
- ⑯ 特定外国子会社等又は特定外国法人から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（措置法 66 の 8 ⑯、⑰、66 の 9 の 4 ⑬、⑭）
- ⑰ 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の特別控除額（措置法 67 の 3 ⑦）
- ⑱ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律 7 ③）

別表四

「所得の金額の計算に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（補正分（※下線部が補正した箇所です。））

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「合計 33」	次の場合に応じ、それぞれ次により計算します。 (1) 当期が平成28年9月1日前に終了した事業年度である場合 イ 別表十(二)の「7」の記載があり、別表十(四)の「20」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) - (28) + (29) + (30) + (31) - (32)$ ロ 別表十(二)の「7」の記載があり、別表十(四)の「21」又は「23」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) - (28) + (29) + (30) + (31) + (32)$ ハ 別表十(二)の「9」の記載があり、別表十(四)の「20」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) - (32)$ ニ 別表十(二)の「9」の記載があり、別表十(四)の「21」又は「23」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32)$ (2) 当期が平成28年9月1日以後に終了する事業年度である場合 イ 別表十四の「20」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) - (32)$ ロ 別表十四の「21」又は「23」の記載がある場合 $(25) + (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31) + (32)$	